

# 幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の 取り扱い等について

## 1. 基本的な仕組み

- 改正後の「幼保連携型認定こども園」は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その中心職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方を持つことが原則
- 一方、幼稚園・保育所の現職のうち2～3割は片方の免許・資格しか持たないことから、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、関連法で、以下の措置を講じたところ。
  - ① 施行後5年間、いずれかの免許・資格を持っていれば、「保育教諭」となることができる特例を設ける
  - ② 免許・資格の併有を促進するため、これまでの保育所又は幼稚園における勤務経験を評価して、持っていない方の免許・資格の取得に必要な単位数等を軽減する

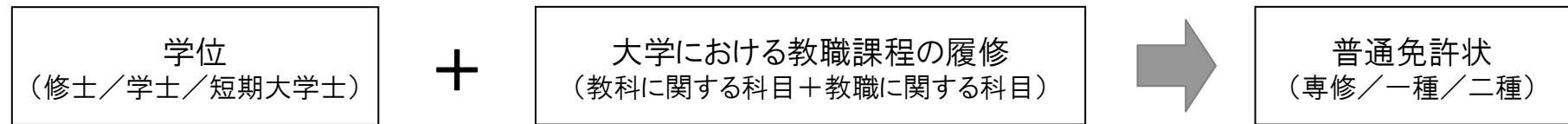
## 2. 今後の進め方

- 「保育士資格」を有する職員に対する「幼稚園教諭免許状」の取得の緩和措置については、
  - ① 基礎資格
  - ② 最低単位数
  - ③ 最低在職年数等の具体的要件を文部科学省令で定めることになる。
- 今後、初等中等教育局長の裁定による「検討会議」を設置し、年内を目途に検討を行う予定。

※ 「幼稚園教諭免許状」を有する職員に対する「保育士資格」の取得の緩和措置についても、同じスケジュールにより、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の裁定による検討会で検討し、関係告示等を公布する予定。

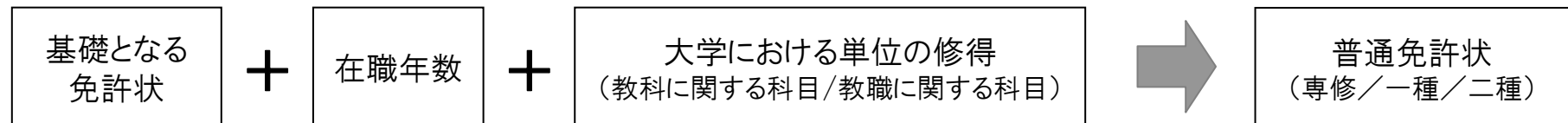
# 教員免許状の取得方法

## 1. 大学の教職課程を履修して取得する場合



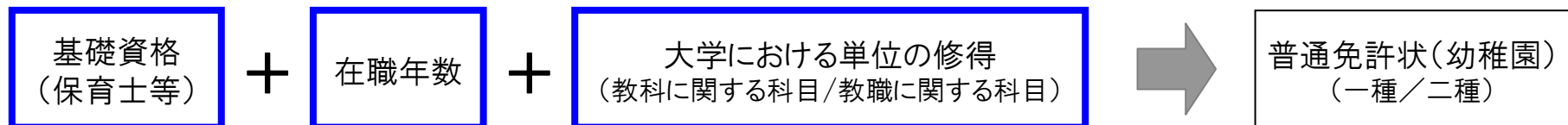
## 2. 教育職員検定で取得する場合 (主に現職教員が既に保有している免許状に加え新たな免許状を取得しようとする場合に活用)

- ① 上位の免許状を取得する場合(二種→一種)
- ② 他の教科の免許状を取得しようとする場合(高等地歴+高校公民)
- ③ 異なる学校種の免許状を取得しようとする場合(中学校+小学校)



※在職年数を加味し、修得単位数を軽減。  
(例) 一種→専修  
一種免+3年+15単位(通常は、修士+24単位)

## 3. 今回の特例措置



※青枠の具体的な内容について今後検討